

第 3 号被保険者不整合記録問題に関する経緯

- 昭和 61 年 4 月 第 3 号被保険者制度の開始
- 昭和 63 年度 ~ 被保険者資格の種別変更（3号→1号）の届出
勧奨開始
- 平成 9 年 1 月 基礎年金番号の導入
- 平成 12 年 4 月 地方事務官制度廃止
- 平成 14 年 4 月 3号の資格取得届等は、事業主からの提出に
変更
一方、3号から1号への種別変更届は本人
からの提出のまま
- 平成 17 年度 ~ 職権による被保険者資格の種別変更（3号→
1号を開始
- 平成 21 年 11 月 旧社会保険庁の職員アンケート
- 平成 22 年 1 月 日本年金機構が発足
- 平成 22 年 3 月 いわゆる「運用 3 号」の取扱いを決定
- 平成 22 年 12 月 15 日 いわゆる「運用 3 号」通知発出
- 平成 23 年 1 月 1 日 いわゆる「運用 3 号」の取扱いを実施
- 平成 23 年 3 月 8 日 総務省年金記録監視委員会の意見書
年金記録回復委員会の意見書
厚生労働大臣名で抜本改善策案の方向性等を
公表し、「運用 3 号」通知の廃止を決定
- 平成 23 年 3 月 30 日 年金記録回復委員会の意見書
- 平成 23 年 5 月 20 日 社会保障審議会第 3 号被保険者不整合記録問題
特別会議報告書